医療保険制度について

厚生労働省保険局

医療保険制度の沿革

１）健康保険制度（昭和２年施行）

○被保険者

・制度創設当初（昭和２年）は自己負担なし

・昭和１８年　定額の一部負担を導入
（以後、負担額は改定）

・昭和５９年　定率１割負担を導入

・平成　９年　定率２割負担に改正

・平成１５年　７０歳未満を定率３割負担に改正

○被扶養者

・昭和１５年　定率５割負担　※被扶養者については、昭和１５年より対象

・昭和４８年　定率３割負担に改正

・昭和５６年　入院について定率２割負担に改正

・平成１４年　３歳未満の乳幼児について、定率２割負担に引き下げ

・平成１５年　３～６９歳の入院・外来とも定率３割負担に改正

２）国民健康保険制度

・昭和３３年　（現行法制定時）　定率５割負担

・昭和３８年　世帯主定率３割負担に改正

・昭和４３年　世帯員定率３割負担（昭和３９年よりできるところから実施）に改正

・平成１４年　３歳未満の乳幼児について、定率２割負担に引き下げ。

３）老人保健制度

・制度創設以前［老人医療費支給制度（昭和４８年）］　自己負担なし

・制度創設時(昭和５８年)　外来１月400円、入院１日300円（２ヶ月まで）の定額負担として開始
（以後、負担額は改定）

・平成１２年　月額上限付きの定率１割負担を導入

・平成１４年　定率１割負担（一定以上所得者については２割負担）を徹底し、月額上限制を廃止

我が国の医療保険制度の特徴

○　我が国の医療保険制度は、全ての国民が健康保険や国民健康保険といった公的な医療保険制度に加入し、いつでも必要な医療を受けることができる国民皆保険制度を採用している。

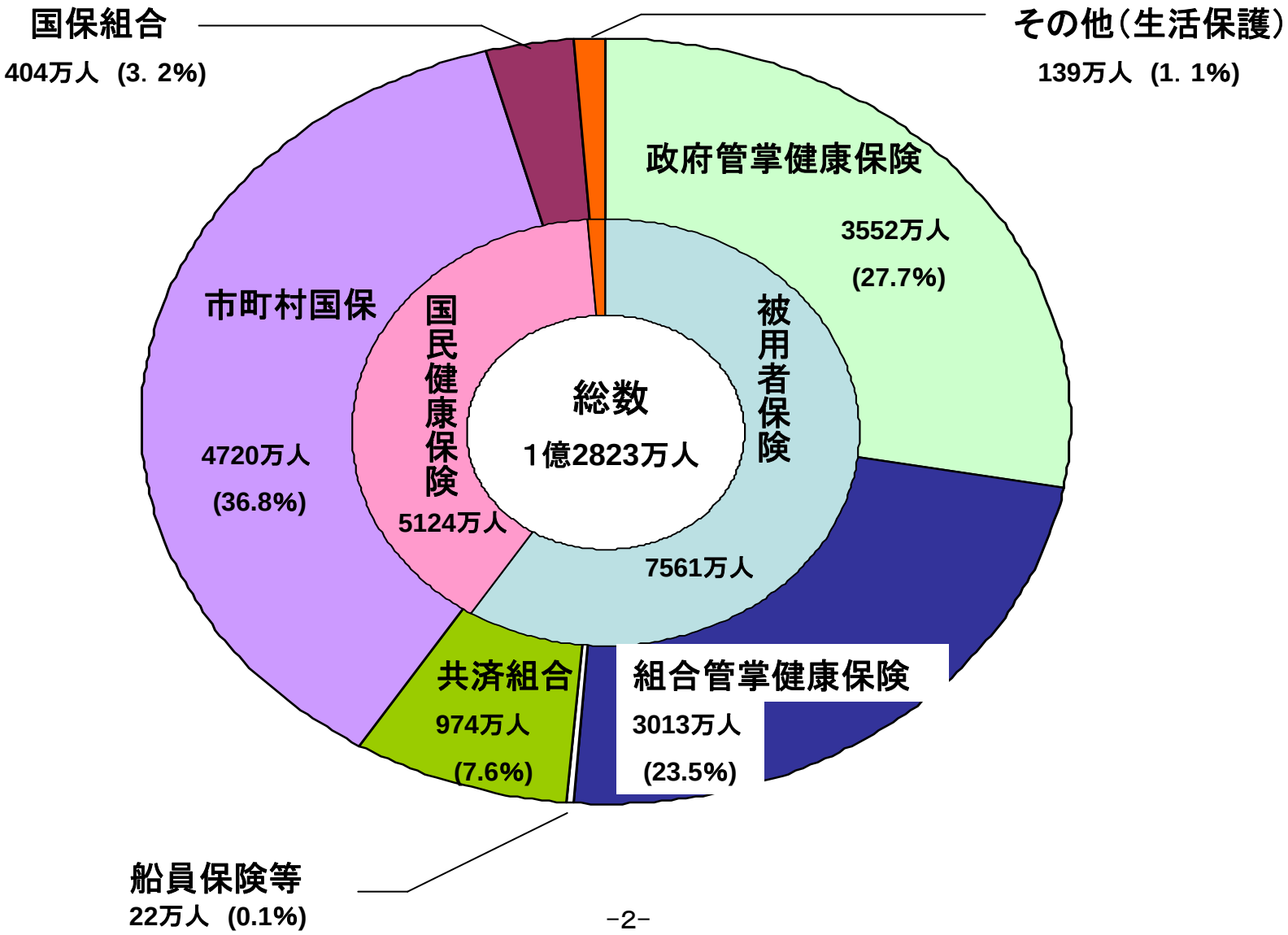

我が国の医療制度の概要

患者（被保険者）

・高齢者（70歳以上）
　1割負担
　（現役並所得者は2割負担）
・一般
　3割負担
・3歳未満
　2割負担

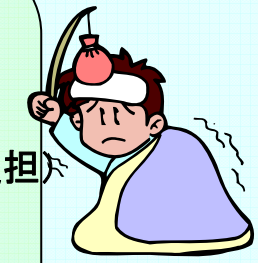

②受診・窓口負担

③診療

【 医療提供体制 】

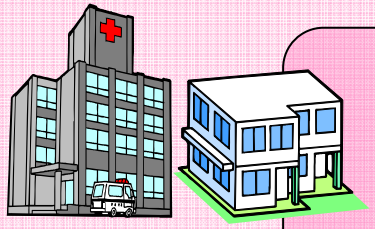

病院
診療所
「医療法」

①保険料

⑤支払

④請求

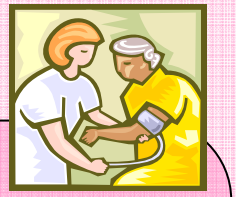

医師	「医師法」
歯科医師	「歯科医師法」
薬剤師	「薬剤師法」
保健師 助産師 看護師	「保健師助産師看護師法」

その他の医療従事者
（国家資格者については各根拠法あり）

保険者

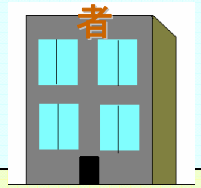

【 医療保険制度 】

行政機関

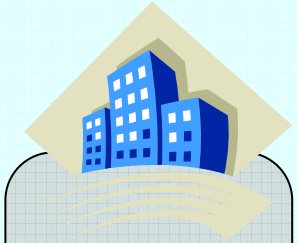

国

都道府県

市町村

公費負担

（主な制度名）	（保険者数）	（加入者数）
国民健康保険	3144	4700万人
政府管掌健康保険	1	3600万人
組合管掌健康保険	1622	3000万人
共済組合	76	1000万人

※保険者数・加入者数は平成16年3月末現在のもの

健保と国保の主な給付内容(※)

給付		健康保険	国民健康保険(市町村)
医療給付	療養の給付	7割給付 但し3歳未満:8割　70歳以上:9割(現役並み所得者:8割) ※ 現役並み所得者とは、現役世代の平均的な課税所得(年145万円)と同程度の課税所得を有する者	
医療給付	入院時食事療養費	1食あたり定額の標準負担額:260円　低所得者:210円 低所得者で90日を超える入院:160円　特に所得の低い70歳以上の低所得者:100円	
医療給付	高額療養費(自己負担限度額)	若人 (上位所得者)　139,800円+(医療費)×1%　(77,700円) (一般)　72,300円+(医療費)×1%　(40,200円) (低所得者)　35,400円　(24,600円) (括弧内の額は、4ヶ月目以降の多数該当)	高齢者 入院　外来(個人ごと) (上位所得者)　72,300円+(医療費)×1%　40,200円 (一般)　40,200円　12,000円 (低所得者)　24,600円　8,000円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円　8,000円
現金給付	出産育児一時金	被保険者又はその被扶養者が出産した場合、30万円を支給	出産育児一時金:給付内容は条例で定めるところによる(ほとんどの保険者が30万円)
現金給付	家族出産育児一時金		
現金給付	埋葬料	被保険者が死亡した場合、死亡した被保険者の収入により生計を維持していた者で葬儀を行うべき者等に対し、被保険者の標準報酬月額相当額(最低保障10万円)を支給	葬祭費 埋葬料:給付内容は条例で定めるところによる。(1～5万円程度としている市町村が多い。)ほとんどの市町村が実施
現金給付	家族埋葬料	被扶養者が死亡した場合、被保険者に対し、定額10万円を支給	
現金給付	傷病手当金	被保険者が業務外の事由による療養のため労務不能となった場合、その期間中、最長で1年6ヶ月、1日に付き標準報酬日額の6割相当額を支給	任意給付(実施している市町村はない)
現金給付	出産手当金	被保険者本人の産休中(出産日以前42日から出産日後56日まで)の間、一日に付き標準報酬日額の6割相当額を支給	

※　健康保険法改正法の施行(18年10月1日以降)前